

ETCカード共同精算事業の運営に関する規約

事業所名 GHグローバル協同組合

(目的)

第1条 本規約は、本組合がETCカード共同精算事業を行うために必要な手続き、方法、その他の事項について定め、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、次のように定義する。

- | | |
|----------------|---|
| (1) ETC事業 | ETCカード共同精算事業。 |
| (2) 三会社約款 | 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が定めるETCコーポレートカード利用約款 |
| (3) 利用者 | ETC事業を利用する組合員。 |
| (4) 三会社規程 | 三会社が定めるETCシステム利用規程 |
| (5) 三会社細則 | 三会社が定めるETCシステム利用規程実施細則 |
| (6) 利用規程 | 本組合が定めるETCカード共同利用事業規程 |
| (7) ETCカード | ETCコーポレートカード |
| (8) 通行料金 | 利用者がETCカードを利用して通行した高速道路の利用額 |
| (9) 組合員高速道路利用料 | 本組合の定める割引率適用後の利用者が負担すべき通行料金 |
| (10) 三会社等 | 三会社及び三会社約款第2条でいうカード取扱道路管理者 |
| (11) 窓口会社 | 三会社のうち本組合がETCカードの利用申込みを行う会社(中日本高速道路株式会社) |

(ETC事業の利用)

第3条 ETC事業は、本組合の組合員でなければ利用できない。

- 2 三会社約款第3条第3項各号のいずれか一つに該当するときは、組合員であってもETC事業を利用することができない。
- 3 前項以外の事由により理事会において不適当と認めた組合員は、ETC事業を利用することができない。

(利用者の責務)

第4条 利用者は、三会社約款、三会社規程及び三会社細則、並びに、本規約及び利用規程を遵守しなければならない。

- 2 利用者の一人が三会社約款等に違反したために、三会社等から本組合に対して、警告、告発、割引停止、利用停止、契約者資格の取消し等の処分がなされたときは、他の善意の利用者も連帯してこの処分に応じなければならない。
- 3 利用者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、直ちに本組合に報告しなければならない。
 - (1) 車両制限令に違反したとき。
 - (2) 道路法に基づく原因者負担金を負担することとなったとき。
 - (3) 三会社約款、三会社規程、三会社細則、本規約、又は利用規程に違反したとき。

(ETC事業利用の申請及び承認)

第5条 ETC事業を利用しようとする組合員は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、車両1台について1枚のETCカードを申請することができる。

- (1) 車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上と見込まれる場合。

- (2) 季節変動等の要因で、車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満と見込まれる月がある場合であっても、年間平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上になると見込まれる場合。
 - (3) 車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満と見込まれる場合であっても、利用者1社の通行料金を平均したときに、車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上になると見込まれる場合。
 - (4) 車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満と見込まれる場合であっても、本組合全体を平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上となることを見込まれる場合。ただし、この場合は、本組合全体の月間通行料金の動向を勘案し、代表理事が申請の可否をその都度決定する。
- 2 ETC事業を利用しようとする組合員は、ETCコーポレートカード利用申込書を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。
 - 3 ETC事業の利用について承認したときは、ETCカードを貸与する。
 - 4 承認された組合員が本組合からETCカードの引渡しを受けるときは、ETCコーポレートカード受領書を提出しなければならない。

(保証金)

- 第6条 本組合が必要と認めた場合には、利用者から保証金、追加保証金を徴収することができる。保証金、追加保証金の額は、組合員高速道路利用料の最大月額4倍を上限とし、代表理事がその都度決定する。
- 2 預り保証金は、預り期間に関わらず利子を付けない。
 - 3 預り保証金を金融機関等に預託することなどにより生じる利息・配当金等は、本組合に帰属するものとし利用者には払い戻さない。
 - 4 利用者は、預り保証金を第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は、担保に供することができない。

(保証金の払い戻し)

- 第7条 利用者が、ETC事業の利用を解約したとき、又は、ETCカードの有効期間が満了して更新をしないとき、若しくは、本組合を脱退したときには、すべてのETCカードが本組合に返却された日より3箇月以内に預り保証金を払い戻す。
- 2 前項の規定に関わらず、組合員高速道路利用料が完済されていない場合、預り保証金を払い戻さない。
 - 3 払い戻す預り保証金には、預り期間に関わらず利子を付けない。

(相殺)

- 第8条 利用者が第18条に定める期限の利益喪失事由の一つに該当したときは、本組合から何らの催告又は通知を要することなく、期限の利益喪失事由が生じた時点において当該利用者に対する本組合の債権額と当該利用者の預り保証金とを対当額にて相殺することができる。
- 2 利用者が第17条に基づく督促を受けたにも関わらず、指定した日までに組合員高速道路利用料を納入しないときは、本組合から何らの催告又は通知を要することなく、当該利用者に対する本組合の債権額と当該利用者の預り保証金とを対当額にて相殺することができる。

(ETCカードの管理及び使用)

- 第9条 利用者は、本組合から貸与を受けたETCカードを、善良な管理者の注意をもって管理し、また、使用しなければならない。
- 2 利用者は、ETCカードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は、担保に供することができない。
 - 3 利用者は、ETCカードを、利用者本人及び利用者の使用人・従業者以外の者に使用させることができない。
 - 4 利用者がETCカードを使用するときには、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者は、ETCカードを、ETCカードに表示された車両以外には使用できない。
 - (2) 利用者の業務遂行のために運行の用に供する車両以外には、使用できない。

- (3) セットアップされた車載器の車載器管理番号を本組合に届け出た車両以外には、使用できない。
- (4) 自動車検査証の所有者欄又は使用者欄に記載されている名義が利用者と同一である車両であって、かつ、本組合に届け出た車両以外には、使用できない。
- (5) ETCカードを改変してはならない。
- (6) 破損し、摩耗し、又は変形したETCカードを使用してはならない。

(ETCカードの追加交付)

第10条 利用者は、第5条第1項各号のいずれか一つに該当するとき、車両1台について1枚のETCカードの追加交付を受けることができる。

- 2 利用者は、車両増加等の事由により、ETCカードの追加交付を受けようとするときは、ETCコーポレートカード追加申込書等を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。
- 3 利用者が三会社約款第7条に定める追加発行できない事由に該当するときは、本組合は追加交付を受けることができない。
- 4 追加交付について承認したときは、当該利用者にETCカードを貸与する。
- 5 利用者は、ETCカードの追加交付を受けたときは、ETCコーポレートカード受領書を本組合に提出しなければならない。

(ETCカードの一部返却)

第11条 利用者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、不要となったETCカードを本組合に返却しなければならない。

- (1) 第5条第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合。
- (2) 三会社約款第8条各号のいずれか一つに該当する場合。
- (3) その他、利用者の事由によりETCカードの一部が不要となったとき。

(ETCカードの再交付)

第12条 利用者は、ETCカードを亡失し、又は利用者の責に帰すべき事由によりETCカードを破損等した場合で、ETCカードの再交付を受けようとするときは、ETCコーポレートカード再交付申込書等を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。また、破損等した場合は、当該ETCカードを本組合に返却しなければならない。

- 2 再交付について承認したときは、当該利用者にETCカードを貸与する。
- 3 利用者は、ETCカードの再交付を受けたときは、ETCコーポレートカード受領書を本組合に提出しなければならない。

(ETCカードの亡失)

第13条 利用者は、紛失、盗難等によりETCカードを亡失したときは、直ちに本組合にETCコーポレートカード紛失等届を提出しなければならない。

- 2 前項の届出の有無及び亡失事由の如何に関わらず、ETCカードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、利用者が負わなければならない。
- 3 利用者が、第1項に定めるETCコーポレートカード紛失等届を提出した後にETCカードを発見したときは、直ちにETCコーポレートカード発見の届出を本組合に提出しなければならない。この場合、本組合から指示があるまでは、発見したETCカードを使用してはならない。
- 4 利用者がETCカード再発行後に亡失したETCカードを発見したときは、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、発見したETCカードを本組合に返却しなければならない。

(ETCカードの有効期間及び更新)

第14条 ETCカードの有効期間は、ETCカード上に交換期限として表示された月の末日までとし、期限を過ぎたものは使用できない。

- 2 前項の規定に関わらず、ETCカードの有効期間は、三会社約款第12条の規定が優先する。
- 3 利用者は、有効期間が満了したときは、直ちにすべてのETCカードを本組合に返却しなければならない。この場合、利用者は、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、すべてのETCカードを本組合に返却しなければならない。
- 4 利用者は、新たなETCカードの貸与を申し込むことにより、有効期間の更新をすることができる。この場合には、本組合が別途指定する期日までに、ETCコーポレートカード交換申込書及び添付書類を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。
- 5 ETCカード有効期間の更新について承認したときは、当該利用者にETCカードを貸与する。
- 6 ETCカード有効期間の更新の承認については、第5条第1項、第3項及び第5項を準用する。

(割引)

第15条 利用者が、本組合から貸与したETCカードを、ETCカードに表示された車両に適正に使用したときに限り、通行料金を割引の対象とする。

- 2 三会社等の定めによりETCカードを利用しても割引を受けられない場合及び割引対象外路線の通行料金については、割引をしない。
- 3 通行料金の割引率は、車両ごとに適用する。

(組合員高速道路利用料、ETCカード管理手数料の納入及び延滞金)

第16条 組合員高速道路利用料、ETCカード管理手数料は、毎月末に当月分を締めて、翌月15日頃までに、本組合から請求書を利用者に送付する。

利用者は、組合員高速道路利用料、ETCカード管理手数料を、次の各号の方法により本組合に納入しなければならない。

- (1) 本組合が指定する金融機関を通じ、自動振替方法により、本組合の請求する金額を期日までに納入する。
- (2) 自動振替による納入ができないときは、請求書記載の期限までに現金又は振込みによって納入しなければならない。
- 2 ETCカード管理手数料は、ETCカード一枚ごと、月額利用料にかかわらず1500円(税抜き)とする。
- 3 利用者は、紛失及び盗難等により他者にETCカードを使用されたときであっても、当該通行料金を本組合に納入しなければならない。
- 4 利用者は、第1項第2号により請求を受けた金額に異議あるときは、請求書到達日より5日以内に本組合に申し出るものとする。この申し出がないときは、異議がないものとみなす。
- 5 利用者が期日までに組合員高速道路利用料を納入しなかったときは、本組合は、利用者に対して、その翌日から納入の日までの期間について、未納金額に対し年利14.6%の割合で計算した額を延滞金として徴収することがある。
- 6 組合員高速道路利用料が自動振替方法によって納入されたときは、本組合の請求書に記載される「領収額(前回引落し額)」をもって本組合の領収書に代える。また、振込みによって納入されたときは、振込金融機関から利用者に発行される「振込受付書」をもって本組合の領収書に代える。

(督促)

第17条 本組合は、利用者が期日までに組合員高速道路利用料を納入しないときは、文書等にて督促する。

- 2 利用者が前項に定める督促を受けたときは、本組合が指定した日までに、現金又は振込みによって納入しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第18条 利用者は、次のいずれかに該当したときは、第16条及び前条の定めに関わらず、組合員高速道路利用料について当然に期限の利益を失い、即時、本組合に支払わなければならない。

- (1) 第16条に定める組合員高速道路利用料の納入を1回でも怠ったとき。
- (2) 本規約の一つに違反したとき。
- (3) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
- (4) 自ら振り出し、又は、裏書した手形及び小切手の不渡りを1回でも出したとき。
- (5) 差押さえ、仮差押さえ、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立てを受けたとき、又は、自らこれらの申立てをしたとき。
- (7) 解散、営業の全部又は重要な部分の譲渡決議をしたとき。
- (8) 営業を廃止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止命令を受け、又は、営業に必要な許認可の取消処分を受けたとき。
- (10) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき。
- (11) 本組合を脱退したとき。
- (12) ETC事業の利用について解約をしたとき。
- (13) ETCカードの有効期間が満了して更新をしないとき。
- (14) 三会社約款又は本規約の規定に基づいて、警告又は告発を受けたとき。
- (15) 三会社約款第23条、第24条、第25条及び第27条の規定により、ETCカードの割引停止 又は利用停止、若しくは、契約者資格の取消し又は契約者資格の喪失に該当するとき。
- (16) その他前各号に準じる事由が生じ、利用者の信用状態が悪化したと本組合が認めたとき。

(警告)

第19条 利用者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、本組合は、当該利用者に対して警告することができる。

- (1) 本組合の定款、本規約、利用規程、三会社約款、三会社規程、又は、三会社細則に違反したとき。
 - (2) ETCカードの管理又は使用に過失があるとき。
 - (3) 理由の如何に関わらず、本組合、又は、他の利用者に損害を及ぼしたとき。
- 2 利用者は、三会社約款又は本規約に違反したこと等により、三会社等又は本組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。
- 3 利用者が、本組合から警告を受けたとき、又は、三会社等から警告又は告発を受けたときは、当該利用者に対して何らの催告又は通知を要することなく、当該利用者の所有するすべてのETCカードについて、本組合は、警告日又は告発日をもって三会社等にETCコーポレートカード紛失届(三会社約款・別記様式8)を提出することができる。

(通行料金の割引停止及びETCカードの利用停止)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、本組合は1年以内の期間を定めて、利用者の通行料金の割引停止、又は、ETCカードの利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、三会社約款第23条及び第24条各項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用者が、本規約に違反する行為をしたとき。
- (3) 組合員高速道路利用料の支払いが危ぶまれる事由が利用者が発生したと本組合が認めたとき。
- (4) その他、利用者が組合員として不適当な行為をしたと本組合が認めたとき。

- 2 三会社約款第23条又は第24条の規定に基づいて、本組合が三会社等から割引停止処分又はETCカードの利用停止処分を受けたときは、本組合は、当該停止処分期間中について、本組合のすべての利用者に対する通行料金の割引停止又はETCカードの利用を停止する。
- 3 前二項の場合において、すべての利用者は、理由の如何に関わらず、通行料金の割引停止又はETCカードの利用停止によって生じる損害の賠償を本組合に対して請求することができない。
- 4 ETCカードの利用停止処分を受けた利用者は、直ちにETCコーポレートカード返却届を添えて、該当するETCカードを本組合に返却しなければならない。返却されたETCカードは、当該停止処分期間中、本組合に留置し、停止処分期間満了後に当該利用者に返還する。返還を受けた利用者は、ETCコーポレートカード受領書を本組合に提出しなければならない。

(ETC事業利用の承認の取消し)

第21条 次の各号のいずれか一つに該当するときは、本組合は、ETC事業利用の承認を取り消すことができる。

- (1)利用者が、三会社約款第25条又は第27条各項各号のいずれか一つに該当するとき
- (2)利用者が、本規約に違反する行為をしたとき。
- (3)組合員高速道路利用料の支払いが困難となる事由が利用者に発生したと本組合が認めたとき。
- (4)その他、利用者が組合員として不適当な行為をしたと本組合が認めたとき。
- 2 三会社約款第25条の規定に基づいて、本組合が三会社等から契約者資格の取消し処分を受けたときは、本組合は、即時、本組合のすべての利用者に対するETC事業利用の承認を取り消すものとする。
- 3 前二項に該当する利用者は、直ちにETCコーポレートカード返却届を添えて、すべてのETCカードを本組合に返却しなければならない。
- 4 本組合全体を平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満になることが見込まれる場合は、その時点で月間通行料金が最も少ないETCカードから順番に、本組合全体を平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上になることが見込まれるまで、ETC事業利用の承認の全部又は一部(該当するETCカード)を取り消すことができる。ただし、第5条第1項第2号及び第3号に該当する場合は除く。この場合、利用者は、直ちにETCコーポレートカード返却届を添えて、該当するETCカードを本組合に返却しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第4項の場合において、すべての利用者は、理由の如何に関わらず、ETC事業利用の承認の取消しによって生じる損害の賠償を本組合に対して請求することができない。
- 6 本組合が指定する期日までに第3項及び第4項に基づくETCカードの返却がなされない場合は、当該利用者に対して何らの催告又は通知を要することなく、当該利用者の所有する全部又は一部のETCカードについて、本組合は、本組合が指定する期日をもって、三会社等にETCコーポレートカード紛失届(三会社約款・別記様式8)を提出することができる。

(ETC事業利用の解約)

第22条 利用者は、営業の廃止、その他の事由により、ETC事業を利用する必要がなくなったときは、速やかにすべてのETCカードを本組合に返却しなければならない。

- 2 利用者が第14条第4項に定めるETCカードの有効期間の更新をしなかったときは、ETC事業の利用を解約したものとみなす。この場合、利用者は、速やかにすべてのETCカードを本組合に返却しなければならない。
- 3 前二項の定めにより、ETCカードを返却するときは、ETCコーポレートカード返却届を本組合に提出しなければならない。

(届出事項の変更)

第23条 利用者は、本組合に提出した書類の内容等に変更があったときは、速やかに届出事項変更届及び添付書類を本組合に提出しなければならない。

(協力義務)

第24条 利用者は、次に掲げる事項について、協力するものとする。

- (1)交通事故の防止に関すること。
- (2)交通マナーの向上に努めること。
- (3)車両制限令の遵守に関すること。
- (4)原因者負担金の速やかな支払に処すること。
- (5)その他、三会社等が必要と認める事項。

(ETCカード等の提示)

第25条 利用者は、三会社等又は本組合がETCカード、自動車検査証、及び運転免許証等の提示を求めたときは、提示しなければならない。

(必要書類の提出)

第26条 ETC事業の利用について、本組合が必要とする書類の提出を求めたときは、利用者は当該書類を速やかに提出しなければならない。

(免責事項)

第27条 本組合は、三会社約款第32条各項各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負わない。ただし、本組合の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではない。

(損害賠償の請求)

第28条 利用者が三会社約款、三会社規程、及び三会社細則、並びに、本規約及び利用規程に違反して本組合に損害を与えたときは、本組合は、その損害の賠償を当該利用者に対して請求できるものとする。

(規約の改正)

第29条 本組合は、本規約を改正することがある。

- 2 前項の場合において、本組合は、利用者に改正後の規約を掲示する。
- 3 改正後の規約を掲示後、本組合の指定した日までに利用者から何の申し出もないときは、改正後の規約を承諾したものとみなす。
- 4 改正後の規約を承諾しない利用者は、ETC事業利用を解約したものとみなす。この場合、利用者は、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、すべてのETCカードを本組合に返却しなければならない。

(利用規程)

第30条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は利用規程で定める。

(その他)

第31条 本規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

2023年 5月31日